身体障害者診断書・意見書〔 聴覚・平衡・音声 言語・そしゃく 障害用〕

総括表

氏名	生年月日		年 (月)	日歳	男	女
住所							
1 障害名(部位を明記)							
2 原因となつた 疾病・外傷名		交通、労 自然災害					
3 疾病・外傷発生年月日	:	年 月	日・場所	近			
4 参考となる経過および現症(エックス線ホ	よび検査所	見を含む	,)			
	障害固定	または障害確	定(推定)		年	月	日
5 総合所見							
				再認定 再認定日		要・不 年	要)
6 その他参考となる合併症状							
上記のとおり診断する。併せて	て以下の意見	上を付す。					
年 月 日 病院または診療所の名	夕 私						
所を作るの	地						
診療担当科名	_	師氏名			E	l)	
身体障害者福祉法第15条第3項	の意見(障害	F程度等級に	ついても	参考意見	見を訂	己入)	
障害の程度は、身体障害者福祉	业法別表に掲	引げる障害に					
・該当する(級担当))					
・該当しない							
注意 1 障害名には現在起つて 心臓機能障害等を記入し							

- 僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
 - 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断 書・意見書」(別様式)を添付してください。
 - 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分に ついてお問い合わせする場合があります。

[l+]	じめに	<認定要領を参照のこ	レト
1 V ~~	しっひりりし		(/

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に**✓**を入れて選択し、その障害に関する「状態および所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、 各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決 定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない)。

- □ 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態および所見』に記載すること。
- □ 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態および所見』に記載すること。
- □ そしゃく機能障害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態および所見』に記載すること。

1 聴覚障害の状態および所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類

伝	音	性	難	聴
感	音	性	難	聴
混	合	性	難	聴

(左)

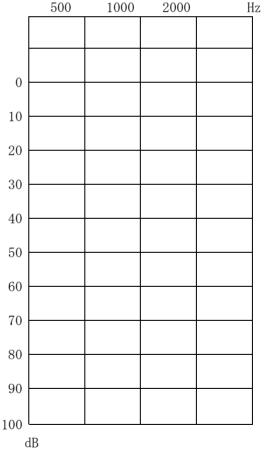
(4) 聴力検査の結果(アまたはイのいずれ かの検査について記入すること。)

ア 純音による検査

オージオメータの型式



(右)



イ 語音による検査

語音明瞭度

右 % 左 %

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 (注)2級と診断する場合、記載すること。

有 · 無

2	「平衡機能障害」の状態および所見
3	「音声・言語機能障害」の状態および所見
4	「そしやく機能障害」の状態および所見
	(1) 障害の程度および検査所見下の「該当する障害」の□に✔を入れ、さらに①または②の該当する□に✔または()内に必要事項を記述すること。
	「該当する障害」
	① てしやく・無下機能の障害 a. 障害の程度
	a. 障害の程度 □ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行つている。
	□ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。 □ 終口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
	□ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の
	内容・摂取方法に著しい制限がある。 □ その他
	b. 参考となる検査所見
	ア 各器官の一般的検査
	<参考>各器官の観察点
	・ 口唇・下顎:運動能力、不随意運動の有無、反射異常または病的反射
	・ 舌 : 形状、運動能力、反射異常
	・ 軟 口 蓋:挙上運動、反射異常
	・ 声 帯:内外転運動、梨状窩の唾液貯溜
	○所 見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等 を詳細に記載すること。)

イ 嚥下状態の観察と検査	
<参考1> 各器官の観察点	
・口腔内保持の状態	
・口腔から咽頭への送り込みの状態	
・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態	
・食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み	
<参考2> 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点	
・摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)	
・誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し))
○ 観察・検査の方法	
□ エックス線検査()
□ 内視鏡検査()
□ その他()
○ 所 見(上記の枠内の<参考1>と<参考2>の観察点から、嚥下状態 詳細に記載すること。)	態について
)
	J
② 咬合異常によるそしやく機能の障害	
a 障害の程度	
□ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。	
□ その他	_
	J
b 参考となる検査所見(咬合異常の程度およびそしやく機能の観察結果 ア 咬合異常の程度(そしやく運動時または安静位咬合の状態を観察する	
イ そしやく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等 る。)	等を観察す
)
	J
(2) その他(今後の見込み等)	
	J

(3) 障害程度の等級 (下の該当する障害程度の等級の項目の□に✔を入れること。) ① 「そしやく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしやく・嚥下機能の障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)および末梢 神経障害によるもの □ 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃ(新等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの) ② 「そしやく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしやく・嚥下機能または、咬合異常によるそしやく機能の著しい障害を含む)。 具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)および末梢神経障害によるもの □ 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの □ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの
〔記入上の注意〕
(1) 聴力障害の認定にあたつては、JIS 規格によるオージオメータで測定すること。
dB 値は、周波数 500、1000、2000Hz において測定した値をそれぞれ a、b、c とし も明へ a+2b+c の第十により第字は 1 のままいずわかれまたは a にお
た場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、 a 、 b 、 c のうちいずれか 1 または 2 にお
いて 100dB の音が聴取できない場合は、当該 dB 値を 105dB として当該算式を計上 し、聴力レベルを算定すること。
(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとすること。
(3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認

定することが必要である。